

# Shibaサポ会則

船橋市立芝山中学校

【お子様が卒業するまで保存して下さい】

令和8年度版

# Shibaサポ会則

## 第1章 名称及び場所

第1条 名称は、船橋市立芝山中学校Shibaサポと称する（以下「本会」という）。

第2条 本会は、事務所を船橋市立芝山中学校(船橋市芝山1丁目40-11)に置く。

## 第2章 目的及び活動

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な関係によって、生徒の生活を指導すると共に生活環境をよくする。
2. 会員相互の研修や親睦を図ると共に、教育研究を助成する。
3. 学校設備の拡充と環境整備を図る。
4. その他、教育上の向上発展のために必要と認められること。

## 第3章 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する団体や機関に協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. 学校の人事、その他管理には干渉しない。
4. 本会が取り扱う個人情報、活動に必要な最小限度のものとし、その利用目的の範囲を超えてはならない。なお、必要な規定は、別に細則で定める。
5. 本会は、自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉を受けるものではない。

## 第4章 会員

第6条 本会の会員となることができるのは、芝山中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わるものと芝山中学校在籍の教職員である。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第9条 本会の活動に関する経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第10条 会費は一世帯、職員1人につき、年額3,900円とする。  
(集金方法等については別に定める。)

第11条 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第12条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わる

## 第6章 役員

第14条 本会の役員は次の通り、その任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- |            |       |         |
|------------|-------|---------|
| 1. 会 長     | 1名    |         |
| 2. 副 会 長   | } 若干名 | (教職員1名) |
| 3. 書 記     |       |         |
| 4. 会 計     |       | (教職員1名) |
| 5. 会 計 監 査 |       | (教職員1名) |

第15条 役員の選出は次の方法による。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、学校が会員の中から推薦し総会の承認を得る。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総括するとともに、会議を招集し会議の議長となることを原則とする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 書記は本会の議事録を記する。
4. 会計は本会の会計事務を処理する。
5. 会計監査は本会の経理を監査する。

## 第7章 会議

第17条 本会に総会・本部会・特別委員会をおく。

第18条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回開き、臨時総会は本部会で必要と認めるとき、又は多数会員の申し出により本部会で必要と認められた場合会長が召集する。

第20条 総会で議決すべき事項は次のとおりとする。

1. 活動報告及び計画
2. 予算及び決算
3. 会則の制定及び改廃
4. 役員の選出
5. その他重要な事項

第21条 総会の定数は会員の4分の1以上とする。議決は出席者の過半数の同意によって決定する。

## 第8章 運営

第22条 本部会は会計監査を除く役員で構成し、定例会を開くと共に次の任務を遂行する。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 活動報告及び決算書の作成

3. 活動計画及び予算案の作成

4. 特別委員会の統括

5. 会則の改正及び細則の起案

6. その他緊急事項の処理

第23条 会長はその他、必要に応じて委員会を置くことができる。

#### 第9章 その他

第24条 本会で必要な内規は本部会で定める。規則を定め、あるいは改廃したときは総会に報告しなければならない。

この会則は昭和59年5月12日から実施する。

#### 付則

本会の会則を平成 8年4月20日、一部改正する。

本会の会則を平成 9年4月19日、一部改正する。

本会の会則を平成14年4月19日、一部改正する。

本会の会則を平成17年4月28日、一部改正する。

本会の会則を平成18年4月21日、一部改正する。

本会の会則を平成20年5月10日、一部改正する。

本会の会則を平成21年4月24日、一部改正する。

本会の会則を平成22年4月23日、一部改正する。

本会の会則を平成25年4月23日、一部改正する。

本会の会則を平成30年4月24日、一部改正する。

本会の会則を令和 2年6月17日、一部改正する。

本会の会則を令和 5年4月20日、一部改正する。

本会の会則を令和 7年7月 7日、一部改正する。

本会の会則を令和 8年4月16日、一部改正する。

# Shibaサポ個人情報取扱細則

## （目的）

第1条 この細則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づきShibaサポ（以下、「本会」という。）における個人情報の適正な取り扱いと円滑な運営を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この細則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

## （責任者及び管理者）

第3条 本会における個人情報の責任者はShibaサポ会長とする。また、管理者はShibaサポ会長が指定する者とする。

## （取扱者）

第4条 本会における個人情報の取扱者は、会則で定める役員とする。

## （秘密保持義務）

第5条 個人情報取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## （収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## （利用目的）

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) Shibaサポ活動における活動の充実と質の向上
- (2) Shibaサポが加入する保険手続きに必要な事項
- (3) 会員名簿の作成と管理
- (4) 活動などに関する案内
- (5) 資料及び書類の送付
- (6) 会費納入に係る手続きと管理
- (7) 寄せられた質問などに対する回答
- (8) ひまわり110番設置箇所の把握

## （利用目的による制限）

第8条 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定する利用目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。

## （管理）

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が適正に保管する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切な漏えい防止対策を行う。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上又は児童(生徒)の健全育成の推進に必要な場合

(4)国の機関又は地方公共団体若しくはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5)本会の運営上、協力が必要な場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)に提供した場合は、次の項目について記録し保存する。

(1)第三者の氏名及び所属

(2)提供する対象者の氏名

(3)提供する情報の項目

(4)対象者の同意を得ている場合はその旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名及び所属

(2)第三者が個人情報を取得した経緯

(3)提供を受ける対象者の氏名

(4)提供を受ける情報の項目

(5)対象者の同意を得ている場合はその旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、個人情報の本人から、本人の個人情報の開示、利用停止、修正、追加及び削除を求められた場合はこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報が漏えい又は紛失した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 責任者は、個人情報の取り扱い者に対し、個人情報の取扱いに関する留意事項について喚起する。また、個人情報の取り扱いに関する最新の情報の収集に努める。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この細則は、総会において改正する。

附則

この細則は、平成30年4月24日より施行する。

## 慶弔等に関する規定（内規）

この規定は、Shibaサポ会則第9章第26条に基づき、本校生徒及びShibaサポ会員の慶弔等に関する必要事項を定めることを目的とする。

1. 慶弔等に該当する事項は以下のとおりとする
  - ・結婚祝い
  - ・出産祝い
  - ・弔慰
  - ・見舞い（病気、怪我、災害など）
  - ・教職員の離任
2. 慶弔等が生じた場合の慶弔費は、運営委員会で協議決定する。
3. 慶弔費は、こどもサポート費をもってあてる。（上限5000円）

こどもサポート費集金に関する規定（内規）

こどもサポート費は、Shibaサポ会則第5章第10条の定めるとおり、一世帯および職員一人につき年額3,900円とし、毎年6月に校納費と一緒に引き落とされる。

- ・年度途中の転出入者のこどもサポート費徴収については、  
月単位で計算をして返金または集金する。

